7 生消取第 590 号 令和7年10月17日

各消費生活協同組合(連合会) 代表理事 殿

> 東京都生活文化局消費生活部長 (公印省略)

「消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令」の公布について(通知)

標記の件に関して、厚生労働省から通知が発出されましたので、下記のとおり写しを送付 いたします。

また、本通知及び送付資料につきましては、以下の Web ページにも掲載予定ですので、ご 活用ください。

(URL: http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/chousa/seikyo/oshirase.html)

記

送付資料

- 1 令和7年9月24日付社援発0924第2号
- 2 官報 令和7年度厚生労働省令第92号

<連絡先>

東京都生活文化局 消費生活部取引指導課 生活協同組合担当

電話: 03 (5388) 3060

E-mail: S1161402@section. metro. tokyo. jp